

◆外来種対策の必要性

河川をはじめ、湖沼、湿原、遊水地などの水域は、生物多様性の保全上重要な空間である。河川とその周りには生物にとって多様な生育・生息場所が複雑に入り組んで分布しているだけでなく、洪水などによる攪乱も、そこに生育・生息する生物を多様にしている。その特有な環境条件に適応し、河川や遊水地だけに生活する動植物もいるように、湿地環境などを有する。河川や遊水地は地域の生物多様性を保全する上で重要な場である。

◆外来種の影響・被害

1. 競争によって本来その生態系に属していた他の生物を排除し置き換わる。
 - ・アレチウリ、セイタカアワダチソウなどの外来種植物が、競争により他の植物を排除し、植物の種の多様性を低下させるなど
2. 近縁の在来種と交換して、遺伝的攪乱を生じる。
 - ・外来植物と在来種と交雑することにより、雑種となり在来の植物に遺伝的攪乱を生じさせる恐れがある。
3. 地形や土壌の栄養循環などを変化させて、生態系の基盤を変化させる。
4. 外来魚類などによる水中植物、小魚等エサとして捕食による生態系の悪化や絶滅
5. 人間活動への影響として花粉症を引き起こす
6. 外来種が病原菌を媒介することにより農作物の被害が生じる。

外来種の侵入によっておこる影響は、水辺の生態系や周辺の人間活動に甚大な被害を与え種の絶滅など、もたらすことが考えられる。

そのためには、影響を取り除くためには、速やかな除去対策を講じることや、外来種の侵入の予防を行うことが必要である。

◆特定外来生物の取り扱い

(植物)

1. 特定外来生物(植物)を生きのまま運搬しない
生きのまま移動させる際は、主務大臣(環境大臣)に防除の認定または、飼養等の許可を受ける必要がある。
2. 特定外来生物(植物)を抜いたり刈り取ったりした場合は、種子などが飛散しないように注意する。
3. 特定外来生物(植物)を処分する際は、確実に死滅する方法で行う。

我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(環境省)

分類群	和名	法	選定理由	対策優先度	備考
総合的に対応が必要な外来種(総合対策外来種)					
(緊急対策外来種)					
魚類	チャンネルキャットフィッシュ (アメリカナマズ)	特定外来	I	①②③	⑤
	ブルーギル	〃	I、II	①②③④	⑤
	コクチバス	〃	I	①②③	⑤
	オオクチバス	〃	I、II	①②③④	⑤
その他の無背性動物	アメリカザリガニ	旧要注意外来生物	I	①③	⑤
(重点対策外来種)					
魚類	タイリクバラタナゴ	旧要注意外来生物	I、II	①②③	
(その他の総合対策外来種)					
魚類	ハクレン		I		
	ソウギョ	旧要注意外来生物	I		
	アオウオ	旧要注意外来生物	I、IV		
	オオタナゴ	旧要注意外来生物	I		

分類群	和名	法	選定理由	対策優先度	備考
(緊急対策外来種)					
動物・哺乳類	アライグマ	特定外来	I、II	①②③④ ⑤	
動物・爬虫類	カミツキガメ	〃	I、III	①④ ⑤	
(重点対策外来種)					
動物・哺乳類	ハクビシン		III	①④	
動物・両生類	ウシガエル	特定外来	I	①②	
(総合対策外来種)					
動物・昆虫類	ホソチョウ(ホソオアゲハ)	旧要注意外来生物	I	①	
	アカボシゴマダラ	旧要注意外来生物	I	①	

[選定理由]

- I. 生態系被害が大きいもの。
- II. 生物多様性保全上重要な地域に侵入し、問題になっている又はその可能性が高い。
- III. 生態系被害のほか、人体や経済・産業に大きな影響を及ぼすもの。
- IV. 知見が十分でないものの、近縁種や同様の生態を持つ種が明らかに侵略的であるとの情報があるもの、又は、近年の国内への侵入や分布の拡大が注目されているなどの理由により、知見の集積が必要とされているもの。

[対策優先度の要件]

- ①生態系に係る潜在的な影響・被害が特に甚大である。
- ②生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し被害をもたらす可能性が高い。
- ③絶滅危惧種等の生息・生育に甚大な被害を及ぼす可能性が高い。
- ④人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対して甚大な被害を及ぼす。
- ⑤防除手法が開発されている、又は開発される見込みがある等、一定程度の知見があり、対策の目標を立て得る。

我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(環境省)

分類群	和名	法	選定理由	対策優先度	備考
(緊急対策外来種)					
植 物	アレチウリ	特定外来	Ⅳ、Ⅴ	①③④	⑤
	オオキンケイギク	〃	Ⅳ	①③	⑤
	オオハンゴンソウ	〃	Ⅱ、Ⅳ	①②③	⑤
(重点対策外来種)					
植 物	オオブタクサ(クワモドキ)	旧要注意外来生物	Ⅳ	①③	
	セイタカアワダチソウ	〃	Ⅱ、Ⅳ	①②③	
	ホテイアオイ	〃	Ⅱ、Ⅳ	①②③	
	イタチハギ	〃	Ⅱ、Ⅳ、Ⅴ	①②④	
	コカナダモ	〃	Ⅱ、Ⅳ	①②③	
(その他総合対策外来種)					
植 物	セイヨウカラシナ(カラシナ)		Ⅳ		
	セイバンモロコシ		Ⅳ		
	ハルシャギク		Ⅳ		
	オオオナモミ	旧要注意外来生物	Ⅰ、Ⅳ、Ⅴ		

[選定理由]

- Ⅰ. 生態系被害のうち交雑が確認されている、又はその可能性が高い。
- Ⅱ. 生物多様性の保全上重要な地域で問題になっている、又はその可能性が高い。
- Ⅲ. 人体に重篤な被害を引き起こす、又はその可能性が高い。
- Ⅳ. 生態系被害のうち競合又は改革の影響が大きく、かつ分布拡大・拡散の可能性も高い。
- Ⅴ. 生態系被害のほか、人体や経済・産業へ幅広く被害を与えており、かつ分布拡大・拡散の可能性もある。

[対策優先度の要件]

- ①生態系に係る潜在的な影響・被害が特に甚大である。
- ②生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し被害をもたらす可能性が高い。
- ③絶滅危惧種等の生息・生育に甚大な被害を及ぼす可能性が高い。
- ④人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対して甚大な被害を及ぼす
- ⑤防除手法が開発されている、又は開発される見込みがある等、一定程度の知見があり、対策の目標を立て得る。